平成２４年（フ）第１５５３６号
東京都八王子市石川町606－１－207、住民票上の住所東京都八王子市石川町880－８
債務者　佐々木早紀
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５４１号
東京都調布市国領町８丁目１－35　都営調布くすのきアパート８－221
債務者　伊藤季実子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５４９号
千葉県千葉市美浜区幸町２丁目10－16－203
債務者　内藤　洋子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５５３号
東京都新宿区西早稲田３丁目19－５－406
債務者　原田妃女佳
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５５８号
東京都渋谷区代々木４丁目22－13－102
債務者　齋藤　勝孝
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５６１号
東京都北区豊島５丁目５－６－239
債務者　田中日香里
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５６３号
神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町10－１　マークスプリングス・メゾンＢ－303
債務者　戸松　　恵
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５６４号
東京都北区赤羽２丁目35－10－103
債務者　三国　常昭
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５６５号
東京都大田区萩中３丁目30－15－201
債務者　須藤　典子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５６６号
東京都足立区古千谷本町２丁目５－29　第２ペガサス201
債務者　福田　忠見
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５６７号
東京都江戸川区上一色２丁目13－20－201
債務者　宇田川泰弘
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７０号
東京都江東区大島５丁目34－19　宍戸第一マンション202
債務者　三浦　正広
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７５号
東京都板橋区高島平９丁目16－11－304　キャニオンマンション第二高島平
債務者　金子なおみ
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５８２号
東京都世田谷区給田３丁目６－８－201
債務者　内藤　有一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５９０号
東京都江東区扇橋３丁目２－２－404
債務者　伊藤しのぶ
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部